

箕面市国民保護計画

平成19年1月

箕面市

はじめに

わが国の平和を維持し、国民の安全を確保するためには、日本国政府による恒久平和の実現に向けての普段の努力はもとより、平素からの外交努力により、戦争や大規模テロを未然に防ぐことが何よりも重要であることは言うまでもありません。

また、本市は、平和を愛する人たちが集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核平和都市宣言を行い、国際交流を行うなど真の恒久平和に努めています。

しかし、武力攻撃等が起こる可能性が否定できない以上、箕面市民はもちろん市内にいるすべての人の安全を確保する手だてとして、保護計画を作成することは市の責務であると考えています。

万が一、大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、箕面市民及び市内にいるすべての人を保護し、安全を確保するために、本市では「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第35条の規定に基づき、「箕面市国民保護計画」を作成しました。

万一の有事の際には、この計画に基づき、箕面市民及び市内にいるすべての人のために、全力を挙げて避難・救援などの国民保護措置を実施いたしますが、そのためには、平素からの十分な備えと市民の皆さんの協力が不可欠と考えております。

市民の皆さんには、本市の国民保護について、平素からのご理解と自主的なご協力をお願いいたします。

また、本市では、この計画を基にさまざまな事態に対応するため、随時必要な検証を行い、市民の皆さんや市国民保護協議会からの意見をいただき、必要な見直しをおこなってまいります。